

令和7年度の最低賃金額

今年度の最低賃金の改定額答申が下表のように取りまとめられました。日付は発行予定日です。

令和7年度地域別最低賃金時間額（円：括弧内は6年度の最低賃金）

北海道1,075 (1,010) 令和7年10月4日	青森1,029 (953) 令和7年11月21日	岩手1,031 (952) 令和7年12月1日	宮城1,038 (973) 令和7年10月4日	秋田1,031 (951) 令和8年3月31日	山形1,032 (955) 令和7年12月23日	福島1,033 (955) 令和8年1月1日	茨城1,074 (1,005) 令和7年10月12日
栃木1,068 (1,004) 令和7年10月1日	群馬1,063 (985) 令和8年3月1日	埼玉1,141 (1,078) 令和7年11月1日	千葉1,140 (1,076) 令和7年10月3日	東京1,226 (1,163) 令和7年10月3日	神奈川1,225 (1,162) 令和7年10月4日	新潟1,050 (985) 令和7年10月2日	富山1,062 (998) 令和7年10月12日
石川1,054 (984) 令和7年10月8日	福井1,053 (984) 令和7年10月8日	山梨1,052 (988) 令和7年12月1日	長野1,061 (998) 令和7年10月3日	岐阜1,065 (1,001) 令和7年10月18日	静岡1,097 (1,034) 令和7年11月1日	愛知1,140 (1,077) 令和7年10月18日	三重1,087 (1,023) 令和7年11月21日
滋賀1,080 (1,017) 令和7年10月5日	京都1,122 (1,058) 令和7年11月21日	大阪1,177 (1,114) 令和7年10月16日	兵庫1,116 (1,052) 令和7年10月4日	奈良1,051 (986) 令和7年11月16日	和歌山1,045 (980) 令和7年11月1日	鳥取1,030 (957) 令和7年10月4日	島根1,033 (962) 令和7年11月17日
岡山1,047 (982) 令和7年12月1日	広島1,085 (1,020) 令和7年11月1日	山口1,043 (979) 令和7年10月16日	徳島1,046 (980) 令和8年1月1日	香川1,036 (970) 令和7年10月18日	愛媛1,033 (956) 令和7年12月1日	高知1,023 (952) 令和7年12月1日	福岡1,057 (992) 令和7年11月16日
佐賀1,030 (956) 令和7年11月21日	長崎1,031 (953) 令和7年12月1日	熊本1,034 (952) 令和8年1月1日	大分1,035 (954) 令和8年1月1日	宮崎1,023 (952) 令和7年11月16日	鹿児島1,026 (953) 令和7年11月1日	沖縄1,023 (952) 令和7年12月1日	全国動重平均 1,121 (1,055)

● 最低賃金制度とは

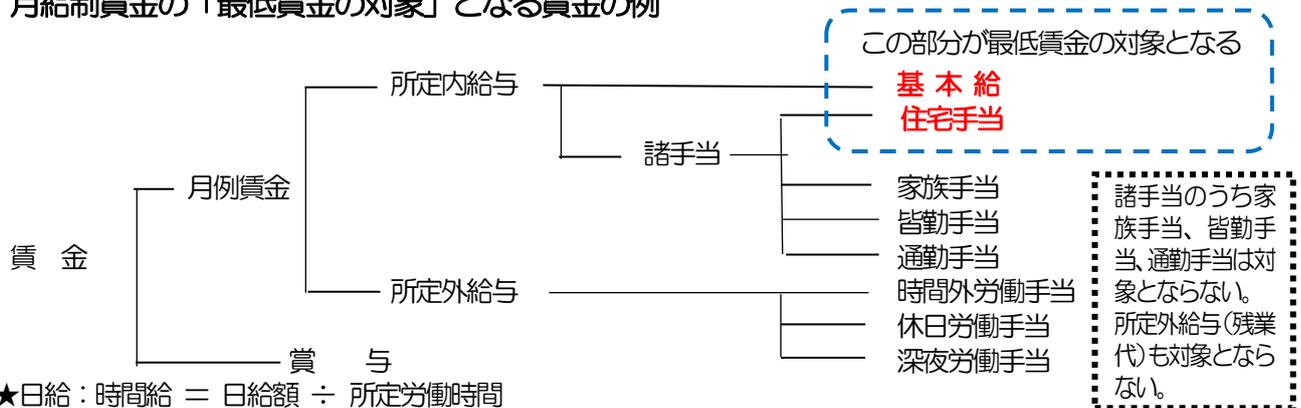
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

● 月給制賃金の「最低賃金の対象」となる賃金の例



★日給：時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給：時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合：時間給 = 月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間(年間所定労働時間 ÷ 12 か月)